



JBIC 香港駐在員事務所

中国レポート

2006 年

1

月号

投資

輸出加工区加工貿易管理暫定弁法…………… 2

金融

ファイナンス及びリターン投資の外貨管理に関する問題の通知…………… 5

会計

中国会計準則及び国際財務報告基準の共通化に関する声明…………… 8

税務

再投資による企業所得税還付に関する問題の通知…………… 10

情報システムの運用維持と

コンサルティングサービスの提供に係る税収問題の返答…………… 12



国際協力銀行

香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: (852) 2869-8505 Fax: (852) 2869-8712

JBIC 香港駐在員事務所：中国レポート

本レポートは、国際協力銀行（JBIC）香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートは JBIC ホームページでも御覧頂けます。

(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/network/china_report.php)

国際協力銀行 香港首席駐在員
瀬藤 健一郎

投資

輸出加工区加工貿易管理暫定弁法

商務部は 2005 年 11 月 22 日、「輸出加工区加工貿易管理暫定弁法」（商務部令[2005]27 号）を公布した。当該弁法の目的は、加工貿易の健全な発展を促進し、輸出加工区の管理を更に規範化することであり、当該弁法の公布により「輸出加

工区加工貿易管理暫定弁法の公布に関する通知」（外経貿管発[2001]141 号）は廃止される。当該弁法は 2006 年 1 月 1 日より施行される。新しい暫定弁法の概要は以下の通りである。

1．輸出加工区及び加工貿易とは

【輸出加工区】

国务院の認可を経て設立された、税関が封鎖監督管理を実行する特定区域を指す。

【輸出加工区内の加工貿易】

輸出加工区内の企業が、国外或いは国内から原材料、部品、包装材料等を買入れ、加工及び組立てを行った後、製品を再出国させる生産経営活動を指す。

2．輸出加工区の加工貿易業務管理

（1）輸出加工区内における加工貿易業務に関する制限

- 輸出加工区は、国の関係する産業政策の指導方向を遵守し、技術レベルの高い、付加価値を多くもった加工貿易企業及び関連産業を推進させる能力の高い大型川下企業を誘致して入区させるよう努力しなければならない。

- 輸出加工区内企業は、税関で登録届出を行った後、輸出加工区管理委員会の認可した範囲内において加工貿易業務を展開することができる。

また、新しい暫定弁法では以下の制限を新たに設けている。

- 輸出加工区内においては、多くのエネルギーを消耗したり、汚染の度合いが大きい等の国の産業政策発展要求に合致しない加工貿易業務の展開を禁止する。
- 東部沿海地区の輸出加工区は産業のレベルを引き上げなければならず、今後はレベルが低く付加価値の少ない労働集約型企業の入区は新たに認可しない。
- 中西部地区の輸出加工区は、その地区の優位性に結び付け、地域の特色を持つ輸出加工業を選んで発展させ、かつ東部沿海地区の産業が移転してくる場合は積極的に引き受けなければならない。

(2) 輸出加工区におけるアフターサービス業務の追加

- 輸出加工区において、中国で生産された輸出機電製品のアフターサービス業務を展開することができる。
- 企業は輸出加工区において機電製品補修サービス業務を展開する前に、輸出加工区管理委員会で審査認可手続をし、補修製品が中国で生産されていることに関する証明資料を輸出加工区管理委員会へ提出しなければならない。

(3) 輸出加工区貨物の区外持出し転廠加工（原文：出区深加工結転）管理

【輸出加工区貨物の区外持出し転廠加工】

区外持出し転廠加工とは、輸出加工区内の加工貿易企業（以下、“転出企業”）が、当該企業の生産した製品を直接その他の輸出加工区等の税関の特殊監督管理区域内或いは区外の加工貿易企業（以下、“転入企業”）へ搬入し、更に加工した後に再輸出する経済活動を指す。

輸出加工区貨物の区外持出し転廠加工における制限

- 実質的な加工を行っていない保税材料は、輸出加工区貨物の区外持出し転廠加工を行ってはならない。
- 転入した区外の区外持出し転廠加工製品は、全て加工して再輸出しなければならない。特別な原因により、内販する必要がある場合には、加工貿易内販管理の関係規定に基づき処理する。
- 輸出加工区企業と区外国内企業間との貨物の往来（輸出加工区貨物の内販を含む）は、輸出入貨物の関係する規定に基づき処理する。輸出入許可証管理に関係するものは、管理部門へ関連証明を提出しなければならない。

転出企業による手続

- 転出企業は、輸出加工区貨物の区外持出し転廠加工を行う前に、事前に転廠部材等の状況を輸出加工区管理委員会へ報告し、輸出加工区管理委員会は審

査した後に「輸出加工区深加工結転業務批准証」及びその添付リストを発行し、税関は輸出加工区管理委員会の印が押印された「輸出加工区深加工結転業務批准証」に基づき、転出企業の貨物区外持出し転廠加工届出手続を行う。

転入企業による手続

i) 転入企業がその他の輸出加工区等の税関特殊監督管理区域にある場合

- 区外持出し転廠加工の転入業務を展開する前に、所在区の輸出加工区管理委員会印が押印された「輸出加工区深加工結転業務批准証」に基づき、税関で転廠手続を行わなければならない。

） 転入企業が税関の特殊監督管理区域外にある場合

- 現行の加工貿易審査認可管理の規定に照らして商務主管部門へ申請を提出し、商務主管部門が転入企業の加工貿易企業生産能力証明を審査しなければならず、保税輸入材料方式に基づき企業に「加工貿易業批准証」を発行する。

税関は商務主管部門が発行した「加工貿易業批准証」に基づき届出手続を行い、転廠製品が加工貿易輸入許可証管理に関係する商品に属する場合、転入企業は関係主管部門へ関係する輸入許可証を提出しなければならない。

金融

ファイナンス及びリターン投資の外貨管理に関する問題の通知

国家外貨管理局は 2005 年 10 月 21 日、「国内居住者が国外特殊目的会社を通じて行うファイナンス及びリターン投資の外貨管理に係る問題の通知」(匯発[2005]75 号)を公布した。本通知は 2005 年 11 月 1 日より施行され、これに伴い「外資による合併買収

の外貨管理の改善に関する問題の通知」(匯発[2005]11 号)及び「国内居住者個人の国外投資登記及び外資による合併買収の外貨登記に関する問題の通知」(匯発[2005]29 号)は廃止される。当該通知の概要は以下の通りである。

1. 定義

【特殊目的会社】

国内居住者である法人或いは自然人が所有する国内企業の資産或いは権益をもって国外でエクイティ・ファイナンス(転換社債を含む)を行うために、直接設立する或いは間接的に支配する国外企業を指す。

【リターン投資】

国内居住者が特殊目的会社を通じて国内で行う直接投資活動を指し、以下の方式を含む。

<例> 国内企業の中国側持分の購入或いは交換、国内における外商投資企業の設立及び当該企業を通じた国内資産の購入或いは協議による支配、協議による国内資産の購入及び当該資産をもって行う外商投資企業の設立、国内企業に対する増資

【国内居住者である法人及び自然人】

国内居住者である法人とは、中国国内において法律に基づいて設立された企業事業法人及びその他の経済組織を指す。国内居住者である自然人とは、中華人民共和国の居住者身分証或いはパスポート等の合法的な身分証明書を有する自然人、或いは中国国内の合法的な身分はないが、経済利益関係の理由により中国国内に習慣的に居住する自然人を指す。

【支配】

当該通知における支配とは、国内居住者が、買収、信託、代理保有、投票権、買戻し、転換社債等の方式で取得した特殊目的会社或いは国内企業の経営権、収益権或いは政策決定権を指す。

2. 国内居住者が国外特殊目的会社を設立
或いは支配する際の登記申請

【適用対象】

国内居住者が国外特殊目的会社を設立或
いは支配する場合

【提出先】

所在地の外貨管理分局

【提出書類】

- (1) 国内企業の基本状況、国外特殊目的
会社の持分構成及び国外ファイナ
ンススキームについて詳細に説明
した書面による申請書
- (2) 国内居住者である法人の国内登記
登録文書、或いは国内居住者である
自然人の身分証明書
- (3) 国外ファイナンスのビジネスプラ
ン
- (4) 国内居住者である法人の外貨資金
(資産)の源泉に関する審査承認書
及び国外の投資主管部門の承認書
- (5) 国内居住者である法人が記入した
「国外投資外貨登記証」、或いは国
内居住者である自然人が記入した
「国内居住者個人の国外投資外貨
登記表」
- (6) その他の真実性を証明する書類

3. 国外エクイティ・ファイナンスを行う際
の登記申請

【適用対象】

国内居住者が所有する国内企業の資産或
いは持分を特殊目的会社に投資する場合、
または特殊目的会社に対して資産或いは
持分を投資した後に、国外エクイティ・フ
ァイナンスを行う場合

【提出先】

所在地の外貨管理分局

【提出書類】

- (1) 国内企業と特殊目的会社の投資者
及び持分の変更過程、国内企業と特
殊目的会社の資産或いは持分の価
格決定方式について詳細に説明し
た書面による申請書
- (2) 国内居住者である法人が記入した
「国外投資外貨登記証」、国内居住
者である自然人が記入した「国内居
住者個人の国外投資外貨登記表」
- (3) 外商投資主管部門のリターン投資
に対する承認、届出文書
- (4) 国有資産に関わる場合、国有資産管
理部門による国内企業の資産或い
は持分の価値に関する確認文書
- (5) 特殊目的会社の国外登録、登記、営
業許可証等の証明書類
- (6) その他の真実性を証明する書類

4. その他留意事項

(1) 特殊目的会社が国内ファイナンスを完了した後の処理

- 特殊目的会社が国外ファイナンスを完了した後、国内居住者はビジネスプラン或いは出資募集説明書に記載された資金使用計画に基づき、国内において使用する資金を国内に戻さなければならない。
- 特殊目的会社が国外ファイナンスによって得た資金を利用してリターン投資を行う、或いは国内企業に対して出資者貸付等を行う場合、関連する国内企業は現行の外資利用及び外債管理に関する法律法規に基づき、外債管理手続を行わなければならない。

(2) 国内居住者が特殊目的会社から獲得した利益、配当金等の処理

- 国内居住者が特殊目的会社から獲得した利益、配当金、資本変動外貨収入は、その獲得の日から起算して 180 日以内に国内に戻さなければならない。
- 利益或いは配当金は、経常項目の外貨口座に入金するか、或いは人民元に両替することができる。資本変動外貨収入は外債管理分局の承認を得て、資本項目専用口座を開設して口座に入れておくか、或いは人民元に両替することもできる。

(3) 重大な資本変更事項が発生した場合の処理

- 特殊目的会社に増資・減資、持分譲渡・交換、合併・分割、長期持分・債権投資、対外保証等の重大な資本変更事項が生じ、リターン投資には関わらない場合、国内居住者は当該重大事項が発生した日より起算して 30 日以内に外債管理分局に対し変更登記或いは届出の手続をしなければならない。

(4) 国外投資外債登記の手続が未了である場合

- 当該通知の実施前に、国内居住者が既に国外に特殊目的会社を設立或いは支配し、かつリターン投資も完了しているが、未だ規定に基づく国外投資外債登記の手続を行っていない場合、2006 年 3 月 31 日までに所在地の外債管理分局で国外投資外債登記の手続を行わなければならない。

会計

中国会計準則及び国際財務報告基準の共通化に関する声明

中国財政部と国際会計基準委員会 (IASB) は、2005 年 11 月 7 日及び 8 日に北京で合同会議を開催し、外商投資企業を含む中国企業に適用されている中国会計準則を国際財務報告基準 (IFRS) と共通化することで合意した。これにより、中国において現行 16 項目規定されている個別会計準則を国際財務報告基準 (IFRS) に合わせて改訂する声明を行った。改訂される予定の個別会計準則は以下の通りである。

No	個別会計準則項目	適用対象
1	関連当事者間の取引の開示	上場会社のみ
2	キャッシュフロー計算書	全ての会社
3	後発事象	株式会社及び企業会計制度、或いは金融企業会計制度を適用している企業
4	収益	上場会社のみ
5	債務再編	全ての会社
6	工事契約	上場会社のみ
7	投資	株式会社のみ
8	会計方針・会計見積及びその変更	全ての会社
9	非貨幣性取引	全ての会社
10	偶発債務	全ての会社
11	無形資産	株式会社のみ
12	借入費用	全ての会社
13	リース	全ての会社
14	固定資産	株式会社及び企業会計制度を適用している企業
15	棚卸資産	株式会社及び企業会計制度を適用している企業
16	中間財務報告	上場会社のみ

また、中国財政部はこの一年に中国会計準則のうち基本準則及び 20 項目以上の個別会計準則に関する公開草案を既に公布しており、更に新たに 2 項目の個別準則に関する公開草案を公布する予定となっている。これまでの国際会計基準 (IAS) 及び国際財務報告基準 (IFRS) と中国における個別の会計準則との対応関係は次の通りである。

No	国際会計基準（IAS）	中国対応
1	財務諸表の開示（改訂）	
2	棚卸資産（改訂）	
7	キャッシュフロー計算書（改訂）	
8	会計方針・会計上の見積の変更及び誤謬（改訂）	
10	後発事象（改訂）	
11	工事契約（改訂）	
12	法人所得税（改訂）	
14	セグメント報告（改訂）	
15	物価変動の影響を反映する情報	
16	有形固定資産（改訂）	
17	リース（改訂）	
18	収益（改訂）	
19	従業員給付（改訂）	
20	国庫補助金の会計及び政府補助金の開示	
21	為替レート変動の影響（改訂）	
22	企業結合（改訂）	
23	借入費用	
24	関係会社の開示（改訂）	
26	退職給付制度の会計及び報告	
27	連結及び個別財務諸表（改訂）	
28	関連会社に対する投資（改訂）	
29	超インフレ経済下の財務報告	
30	銀行業及び類似金融機関の財務諸表の開示	
31	ジョイントベンチャーに対する持分（改訂）	
32	金融商品 - 開示及び表示 - （改訂）	
33	1株当たり利益（改訂）	
34	中間財務報告	
35	廃止事業	
36	資産の減損（改訂）	
37	引当金、偶発債務及び偶発資産	
38	無形資産（改訂）	
39	金融商品 - 認識及び測定（改訂）	
40	投資資産（改訂）	
41	農業	

（注）：既に公表された個別準則

No	国際財務報告基準（IFRS）	中国対応
1	国際財務報告基準の初度適用	
2	株式報酬	
3	企業結合	
4	保険契約	
5	売却予定の非流動資産及び廃止事業	
6	鉱物資源の探掘及び評価	

税務

再投資による企業所得税還付に関する問題の通知

2005 年 11 月 17 日、国家税務総局より「外国投資者の再投資による企業所得税還付に関する問題の通知」(国税函[2005]1093 号)が公布された。外商投資企業の外国投資者が当該企業から得た利益を中国国内に再投資した場合、当該利益に対応する納付済み企業所得税が還付される優遇税制がある。

当該通知は、出資持分の譲受けに係る再投資による企業所得税還付の問題を明確にしたものである。なお、当該通知は公布日より施行されるが、通知の公布以前に再投資による税額還付の適用を受けている場合、遡及調整は行わない。

1. 持分権譲受け以前に実現した利益による再投資

外商投資企業の出資持分を譲受けた外国投資者が、出資持分権の譲受け以前に実現した当該企業の利益を中国国内に再投資する場合、「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第 80 条に規定する直接再投資利益にあたらないため、再投資による企業所得税還付の適用を受けることはできない。

2. 関連会社から持分を譲受けた場合の再投資

外国投資者が直接、間接に保有する、或いは同一の第三者によって出資持分の 100%を保有される関連企業(外国投資者 外国投資者と同等にみなされ、主として投資業務に従事する外商投資企業)から出資持分を譲受けた場合で、譲渡側の原価で当該持分が取引された場合には、出資持分権の譲受け以前に実現した当該企業の利益による再投資は、企業所得税還付の適用を受けることができる。

< 参考 >

「外商投資企業及び外国企業所得税法」

第 10 条：外商投資企業の外国投資者が、当該企業から得た利益を直接当該企業に再投資して登録資本を増加させるか、その他の外商投資企業に資本金として投資し、経営期間が 5 年を下回らない場合には、投資者の申請により税務機関の認可を経て、再投資部分の納付済み所得税額の 40%を還付する。国務院が定める優遇規定が別途ある場合には、国務院の規定に従う。再投資を 5 年未満で撤退した場合は、既に還付された税額を返納しなければならない。

「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」

第 80 条：税法第 10 条に規定する直接再投資とは、外商投資企業の外国投資者が当該企業から取得する利益を受取る前に登録資本金の増加に用いること、或いは受取った後にその他の外商投資企業の設立投資に直接用いることを指すものとする。

税法第 10 条の規定に基づいて税額還付を計算するときには、外国投資者は再投資に用いられた利益の帰属年度を十分に確認し得る証明書類を提供しなければならない。証明書類を提出できない場合には、所轄の税務機関が合理的な方法を採用して推定計算し、決定するものとする。外国投資者は再投資資金が実際に投資された日から起算して 1 年以内に、投資金額及び投資期間を明記した増資又は出資証明を持参して、元の納税地の税務機関に税額還付を申請しなければならない。

情報システムの運用維持とコンサルティングサービスの提供に係る税収問題の返答

広東省地方税務局の伺いに対し、国家税務総局は 2005 年 9 月 25 日付で「外国企業が中国国内で情報システムの運用維持及びコンサルティングサービスを提供する場合の税収問題に対する返答」(国税函[2005]912 号)を公布した。

➤ 事例

あるドイツの会社は中国を含む全世界の子会社と「IT 運用、維持及びコンサルティングサービス協議」を締結し、ドイツ国内外で統一的に技術者によるサービス提供を手配し、子会社からサービス料及び立替えたソフトウェア料を受取っている。

➤ サービス料に対する課税の原則

事例の業務は、既存情報システム(譲渡された関連ソフトウェアを含む)の正常な運用のための支援、維持及びコンサルティング業務に該当する。現行の規定において、ロイヤリティーと合わせて所得税を徴収(源泉徴収)すべき技術サービスとは、ノウハウの譲渡としての伝授、指導、研修等の役務形式となっている。このため、ドイツの会社が受取るサービス料は、それぞれの状況に応じて税務処理を行わなければならない。

中国国外で提供するサービスについては、企業所得税及び営業税は課税しないが、中国国内での役務提供による収入は、関連規定に基づき企業所得税及び営業税を徴収する。

当該通知は、広東省地方税務局の伺いを受けて、外国企業が中国国内に情報システムに関する運営維持及びコンサルティングサービスを提供する場合の課税関係について明確にしたもので、概要は以下の通りである。

➤ ソフトウェア料に対する課税関係

ドイツの会社が、立替えた中国の子会社が使用する国外企業のソフトウェアにかかるソフトウェア料を受取った場合は、中国国内に源泉を有するものであり、関連規定に基づき無形資産の譲渡収入及びロイヤリティーとしてそれぞれ営業税と企業所得税を徴収する。

但し、『「技術刷新の強化、ハイテクの発展、産業化の実現に関する決定」の実施に関する税収問題についての通知』(*1)に規定する技術移転の営業税の免税条件に合致するものは、営業税を免除することができる。

更に、企業は合理的に収入を区分し関連税金を納付しなければならない。区分が不合理である或いは実情に従って区分することができない場合には、主管税務機関が合理的な比率区分方法を確定し、課税所得を区分することができる。

(*1) 『「技術刷新の強化、ハイテクの発展
産業化の実現に関する決定」の実施
に関する税収問題についての通知』
(財税字[1999]273 号) において、
組織及び個人 (外商投資企業、外国
投資者が投資設立した研究開発セン

ター、外国企業及び外国籍個人を含
む) が技術移転、技術開発業務及び
関連する技術コンサルティング、技
術サービス業務に従事し取得する収
入に対して当局の承認を経て営業税
を免除する旨が規定されている。

本レポートは中国に関する概略的情報を国際協力銀行香港駐在員事務所が皆様に無償
ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を
有するものではありませんことをご了承ください。